

ノーフォークのウステッド工業史 (1)

米川伸一

はじめに

- 一 ウステッド工業のクロノロジー
  - 二 旧ウステッド工業の経営と規制
  - 三 新ウステッド(＝新織物)の導入
  - 四 ホントスホーテとライデンの織物工業
    - (一) ホントスホーテ
    - (二) ライデン
  - 五 新ウステッド工業の規制
  - 六 新ウステッド工業の経営
- 以上本号  
以下次号
- 結語

はじめに

かつてリップソン (E. Ripson) は周知の通史において、「エドワード三世の治世はイギリス毛織物工業史の偉大な境界標である」と記述し、更に「一六世紀の外国人の移入はイギリス毛織物工業史の第二の偉大な境界標である」と続けた<sup>(1)</sup>。前者の時代におけるその興隆の直接的契機が後者の場合と同じくフランドル人の移住であったことは広く知られている。イギリス毛織物工業の持続的繁栄には常に対岸ヨーロッパ大陸からの新しい輸血が必要であったこと、これは今では平凡な歴史における既成事実であるが、われわれは全く民族・言語を異にし、企業

風土の相違した異国人が集団で移住し、それがイギリス毛織物工業の成立・発展の礎石たり得たという事実に驚きの念を禁じ得ないであろう。

小論の意図はとりあえず地域史研究のモデル・ケースたるノーフォーク史研究の一環として当州のウステッド工業を対象自体に即して、しかし、にもかかわらず資本主義労働関係の成立をとりわけ凝視しつつ記述することである。<sup>(2)</sup>だが同時に、ノーフォーク自体ヨーロッパ大陸に最も近いイングランドの一州として常に大陸からのインパクトを敏感に受けとめてきた。従って当州ウステッド工業における資本制的経営の成立を理解するためには比較経営史的観点が必要かと思われ、若干の国際比較を行ないつつ行論を進めてゆくことにしたい。<sup>(3)</sup>

(1) E. Lipson, *The Economic History of England*, Vol. I, p. 452, 492.

(2) 小論は筆者の学位論文の第五章をかなり大幅に加筆したものであり、その一部は拙稿『大叛乱』(Great Rebellion)は市民革命か(『イギリス封建社会の研究』収録)でも叙述された。小論ではウステッド工業を独立して論ずるとともに比較経営史的記述を盛り込んだ。

(3) 周知のようにイギリス毛織物製品の重心の移行を国際

競争という観点から説明し、一国経済の発展における国際的契機を重視されたのは船山栄一氏であり、その後問題はさらに深められつつある。小論もこれらの論稿から多くの教示を得たが、とりあえず狙いは経営比較にある。船山栄一著『イギリスにおける経済構成の転換』一九六七年、未来社。佐藤弘幸稿「オランダ共和国の成立と毛織物工業の展開」(『社会経済史学』第三六巻第四号収録)。

一

一四世紀におけるイギリス農村毛織物工業の勃興が、フランドル諸都市との熾烈な競争の勝利の結果であることは周知であるが、このイギリス農村毛織物工業の影響を受けたのは何も特権都市に限ったものではなく、後に新織物工業の立地となったフランドル農村一帯に展開していた当該工業においても事態は同様であった。例えば「アントワープの経済圏」(H・ビレンス)<sup>(2)</sup>の一部を形成するといわれたホントスホーテにおいても伝統的サイ工業は一四世紀前半に最盛期を迎えたが、それは早くも一三七四年には「隣国との競争により無に帰した」と記録されている。<sup>(3)</sup>それだけでなく一三世紀末から次の世紀の中葉にかけて西フランドルでは内戦が絶えなかった。

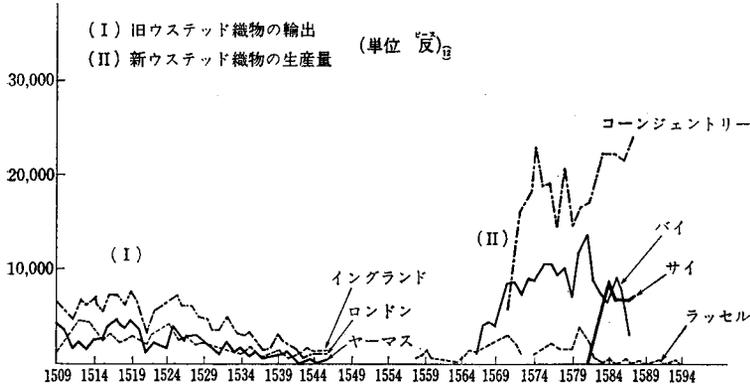
エドワード三世は内戦に飽きたフランドルからの移民を受け入れたが、これがイギリス毛織物工業の興隆に拍車をかけることになった。この際フランドルから移殖されたのは通説では一括してウルン工業であったとされている。古来からの伝統的サイ工業生産者が海を渡ったか否か明らかではないが、それと競合関係にあったと推定されるノーフォクの旧ウステッドの輸出が一四世紀の中葉まで飛躍的に伸びているという事実は、指摘に値するであらう。

このフランドル農村工業の危機を救ったのは、いわゆる「新織物」(draperie nouvelle)<sup>(7)</sup>、或いは、別称「薄手織物」(draperie légère)<sup>(8)</sup>の開発であった。<sup>(6)</sup>一四世紀の後半期にはフランドル一帯にその記録を留めているが、ホントスホーテも一五世紀に入り、往時を凌ぐ繁栄を取り戻した。一六世紀初頭における当市の租税請負額が約一世紀以前のそれと比較すると五〇〇パーセントの増大を示しているという事実が何よりもその繁栄を物語るものであるといえよう。<sup>(7)</sup>そして当世紀の前半紀にホントスホーテはフランドル毛織物工業の中心立地として確固たる地位を確立した。<sup>(8)</sup>

以上のようなフランドル毛織物工業の盛衰を念頭において、われわれは海を渡って対岸のノーフォクに眼を転じよう。一四世紀に目覚ましい成長を遂げたノーフォクのウステッド工業が新織物 (New Draperies) の移殖以前において衰退状態にあったことは通説である。しかしその長期的趨勢をどのように理解するかに関しては諸説は必ずしも一致していない。アリソンは最近の精緻な研究の結果、一四世紀末期に頂点を迎えその後一五世紀末の一次的回復にもかかわらず長期的には「衰退」(downward trend)に向ったと説いている。<sup>(9)</sup>この点は新技術導入との関連において暫く細部に亘る考察を要請しているように思われる。

いったいウステッドはどの程度輸出に依存したのか。この点を見極めることは極めて枢要である。原料面からみるとそれが粗質のノーフォクにのみ産する原毛から産出されたと言われる。既に指摘したように当州のウステッド工業はその端緒から農村工業として発達し、一五世紀に至るまで規制らしい規制を受けることもなかった。<sup>(10)</sup>これらの点は当製品が奢侈品でなくそのため奢侈性に由来する国内市場の隘狭さから制約を受けることはなかつ

(45) ノーフォークのウステッド工業史 (1)



たことを物語るものと言えよう<sup>(11)</sup>。従って隘狭な市場ということが若し言われるならばそれは商品生産Ⅱ分業の未発達に由来するものであった。だがこの場合でも若し一四世紀から二世紀半に及ぶ国内市場の発達を無視することが許されないとすれば、単に輸出統計により当州ウステッド工業の盛衰を云々することは

必ずしも妥当ではあるまい。とすれば一五世紀初頭から一貫して減少し一六世紀中葉には殆ど零になるウステッド輸出量がそのまま工業自身の衰退を表示するものと考え<sup>(13)</sup>ることは出来ない。

勿論それが一五世紀に入って退潮していたことは種々の史料から窺い知ることが出来る。例えば一四四一—二一年のギルド規制の強化を命じた史料は初めて当工業の衰退を指摘しているが、いずれにせよ、それが往時の繁栄を維持出来なかつたことは明らかである。そしてその第一義的要因がフランドル地方における薄手織物業の発展にあったことも凡そ否定出来まい。だがこの場合にも輸出の不振は国内市場の拡大により可成の程度補われていたと見做される理由がある。断片的史料にもかかわらず残存するウステッド売買記録を検討すると、一四世紀から一六世紀と時期を経過するにつれて当製品がイースト・アングリアから漸次イングランド各地に広大な市場を確保しつつあったことを読取ることが出来るからである<sup>(15)</sup>。最近明らかになった史実で注目し値するのはノリッジ市織布工の登録記録である。これによると<sup>(16)</sup>一四一〇年代から登録数は減少し始めるが、それが新種ウステッド

ド織物の生産開始まで続いたわけでは決してなく、一六世紀に入ると最盛期の水準まで盛り返している。この点で一五三四年制定法が主張するところは見逃すことが出来ない。すなわちその前文には「エドワード四世の治世以来ウステッドの製造がノーフォークとノリッジで非常に増大し……」とある。これがジェイムズの主張するよう(17)に単に事態の改善を示すものに過ぎないにせよ、そのま(18)まほぼ新種ウステッド工業の導入に至るまで続いたという(19)ことが出来よう。

だが注目したいのは復調に当たってみられた行程間のずれである。一六世紀に入ると対岸のフランドル地方を中心に薄手織物工業が発展し、そこでノーフォーク産の原毛、更にはウステッド糸の需要が増大し紡糸業の発展を支え、更にそれは当州牧羊業の発展を促した。一五二二年のインクローウジャ委員会の調査記録に従えば当州エインスフォード(Eynesford)ハンドレドのインクローウジャを記録し、その原因として「このハンドレドでは人々がウステッド製造の仕事に従事し (quod sui intra idem hundredum occupant misteram sine facturam de le worsted)」と記しているのは、(20)この間の事情を物語るものといえよ

う。一五四七年の制定法はこのような動きに対して零細な当州紡糸工の原料を確保し、羊毛が海外に流れることを阻止しようとしたものであったが、輸出されたのは原毛と同時にウステッド糸も含まれていた。一五四一—二(21)年の制定法はウステッド糸の買占人がそれを少量ずつ買い集め海外のフランス、フランドルその他の地域に輸出しその完成品が逆に輸入され、そのため当州ウステッド織布業の衰退を招いていると記している。

ノーフォークの経済構造を考える時紡糸業は小土地保有農の副業として不可欠のものであったと思われる。ところがウステッド織布自体は対岸との競争により国内外の市場においてじりじりと圧倒されつつあったので過剩気味のウステッド糸や原毛は輸出に活路を求めた。恐らく原料輸出がウステッド織布業の衰退を招いたというより後者の衰退が羊毛やウステッド糸の輸出を伸ばしたという(22)のが事実であろう。

以上の考察の結果、われわれはひとまず次のような結論に到達することが出来よう。当州旧ウステッド工業が一四世紀末或いは一五世紀初頭を頂点に衰退し始めたことは恐らく否定出来まいが、その下降線は決して直線的

であつたわけではない。恐らく一五世紀第四・四半期にはその凋落基調は方向を変え、当工業は再び或る程度復活し新種ウステッドの移植に至るまでその状態は維持された。とりわけ紡糸業に関しては、一六世紀以来ウステッド糸の輸出が始まることによりその復調は織布業より明確であり、原料たる当州の羊毛生産は、この上に羊毛輸出をも加わって恐らく一五世紀にも凋落することなく、とりわけ一六世紀には生産への益々強い誘因が与えられつつあつたといふことが出来よう。<sup>(22)</sup>

付言すれば、新ウステッド工業がノーフォークに根付いて以来、それが目覚ましい成長を記録したことは異論がないが、その後の盛衰に関してはまだ不明の点が多い。<sup>(23)</sup>一八世紀の第二・四半期に木綿の輸入が始まると当州のウステッド工業はその影響を免れ得なかつたと言われているが、それは長期的にみて当州ウステッド工業の衰退を招かなかつた。<sup>(24)</sup>それどころか一九世紀に入ってノーフォークはそのウステッド工業の撤退が始まつた後も、絹、木綿、リネンを原料とした混紡により一九世紀中葉まで織維工業立地としての地位を維持したと考へられてゐる。<sup>(25)</sup>既に一七三六年「ノリッジ商工会議所」(Committee of

Trade of Norwich) は「綿織物」(cotton stuffs) 工業の導入を奨励してゐる。<sup>(27)</sup>この試みは失敗したといわれるが、ともかくこの時代にも新製品導入への意欲は看取出来る。この一九世紀初頭のノーフォーク織維工業に見られる「変態」(J・K・エドワーズ)<sup>(28)</sup>は、旧ウステッドから新ウステッドへの転換を瞥見したわれわれにとり「第一の変態」と見做されるのである。

註(1) 最も標準的記述としてはケアラスロウィルソン教授の次の成果を参照。E. Carus-Wilson, *Economic History of Europe*, Vol. II, 1952, p. 423 ff.

(2) H. Pirenne, *Histoire de Belgique*, Vol. III, pp. 267—9. 更にまたトーマスの次の叙述参照。「ホントヌホーテは二万八千の人口をし、毛織物工業の重要な中心であり、それがイギリスとの多くの取引関係を結ぶ原因となつてゐた」W. J. C. Moens, *The Walloons and Their Church of Norwich*, 1882, p. 6.

(3) E. Coornneart, *La Draperie-Sayetterie d'Hondschoote*, 1930, p. 8.

(4) この移住民はノリッジ市にも定住されたと記録されてゐるが薄手毛織物を生産してゐたといふ史料はなご。W. Hudson & J. C. Tingey, *Records the City of Norwich*, Vol. II, xvii.

- (5) E. M. Carus-Wilson and O. Coleman, *England's Export Trade 1295—1347*, 1963, pp. 138—9, 199—200.
- (6) E. Coornhart, op. cit., pp. 12—4.
- (7) Ibid., pp. 16—17.
- (8) Ibid., p. 17.
- (9) K. J. Allison, *The Norfolk Worsted Industry in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, Part I, *Yorkshire Bulletin of Economic and Social Research*, Vol. XII, p. 79.
- (10) 拙稿「十四世紀イェンタマンナー探の社会経済的背景」『社会経済史大系』IV)三七—八頁参照。
- (11) 残存する史料によればそれは多種多様な用途に使われよう。J. James, *History of the Worsted Manufacture in England*, 1857, p. 80, etc.
- (12) 本表は安元氏が次の研究成果より作成されたものである。安元稔稿「チューター・スチュアート朝の都市経済」『三田学会雑誌』第六二巻第一〇・一一合併号)一〇二頁参照。G. Schantz, *Englische Handelspolitik gegen Ende des Mittelalters*, 1881; Hudson & Tingsay, *Records of the City of Norwich*; N. J. Williams, *Two Documents concerning the New Drapery*, Ec. H. R. 2nd Ser., Vol. IV; K. J. Allison, Ph. D. Thesis.
- (13) この点はJ・シェイムズも同意見である。彼はメアリー女王の時代に輸出が殆ど途絶えたことを国内消費量の増大との関係で捉えている。J. James, op. cit., p. 101.

- (14) *Statutes of the Realm*, Vol. II, p. 322.
- (15) 安元稔稿「ウースタマン毛織物工業」(『三田学会雑誌』第六一巻一二号収録)六九頁、第二表参照。ちなみにJ・シェイムズ以来新織物の主要な市場は国内にあったことが定説となっている。J. James, op. cit., p. 221.
- (16) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, Appendix. なお登録市民のうちウースタマン関係業者の占める地位は左表のとおり。

ノリッジ市自由市民の職業構成 (上位10種)

1525 年		1569 年	
職 種	数	職 種	数
織 布 業 者	148	織 布 業 者	208
仕 立 業 者	51	食 料 品 商	150
大 商 人	44	仕 立 業 者	146
食 肉 業 者	33	革 商 人	59
食 料 品 商	29	大 商 人	48
建 築 業 者	23	帽 子 製 造 業 者	35
革 商 人	23	皮 革 業 者	34
剪 毛 業 者	23	パ ン 製 造 業 者	32
パ ン 製 造 業 者	21	建 築 業 者	31
製 靴 業 者	21	食 肉 業 者	29

- (17) 14 & 15 Hen. VIII, c. 3 in *Statutes of the Realm*, Vol. III, p. 209.
- (18) J. James, op. cit., p. 92.

- (19) 国内・国外市場の区別とともに忘れてはならないのは工業立地上におけるノリッジ市と農村の区別であり、最後を枢要なものがウステッド工業の名のもとで如何なる工程を中心に論ずるかという点であろう。前者について触れれば、リブソンは一六世紀初頭のノリッジ公設市場の衰退について記し、あたかもウステッド工業の衰退を示唆しているように読取れるが、言うまでもなく両者は必ずしも一致しない。一六世紀に入り当市が疫病の流行や大火に見舞われたとしてもこれがウステッド工業に与えた影響は短期間という他ないであろう。これと同様に公設市場の荒廢は必ずしも当地帯の経済活動の衰退を示さないことも自明である。ともあれ当州ウステッド全史を通じて受ける印象は当工業の動向に関する限り都市と農村との間に必ずしも大きなギャップはなごとらざるであらう。E. Lipson, op. cit., p. 482. Cf. *Statutes of the Realm*, Vol. III, p. 504; W, Hudson, & J. C. Tingey, op. cit., Vol. II, lxxii; Leland's *Itinerary*, Vol. IV, p. 122.
- (20) I. S. Leadam, *The Inquisition of 1517*, T. R. H. S. New Ser., Vol. VII, pp. 202-3.
- (21) *Statutes of the Realm*, Vol. III, p. 852.
- (22) 当州旧ウステッド工業の盛衰を以上のように推定するにせよ、輸出の歩みに関してはその大筋は統計の示す通りであろう。だが、何故旧ウステッドがフランドルの地方サイ工業に勝利し、次に新しく勃興したフランドルの同種薄

手織物に後退を余儀なくせられたかを説明することは容易ではない。

双方ともに農村工業として展開したが、一四世紀フランドル農村の社会経済構造は今後解明されねばならない。ともかく、ホントスホーテと近隣三村落が特権都市化された一三七四年の特許状をホントスホーテの特権都市化の目処とすれば、既にそれ以前に退潮は始まっていたのである。ノーフォークの場合は当地域が当時イングランド随一の過密地帯であり、小保有地の支配的存在、より一般的には脆弱な共同体的規制をあげなければならぬ。興味ある事実はホントスホーテに流通過程を中心にした当工業規制が成文化されたのがノリッジ市におけるウステッド販売公設市場の設立に数年先立つ一三七四年であったことである。他方、ノーフォークのウステッドの品質規制が農村にまで拡大されたのが一五世紀中葉であるのに対し、ホントスホーテのそれは前記一四世紀末に特許状を掌中にするにことにより特権都市化し、品質規制、売買規制などを実施し更に都市地域以外の営業禁止政策を強めた。この最後の都市共同体による分業規制をひとまずおけば、後述するように、産業規制には技術レヴェルが道具であることに由来するものと封建的経営様式の維持(≡資本・賃労働関係の展阻阻止)を目的とするものを一応区別することが出来る。ノーフォークの場合は一五世紀中葉に前者が一六世紀初頭に後者が明瞭に析出されるが、いずれも農村工業という性格の

故に不成功に終る。他方ホントヌホーテの場合には前者に中心が置かれてゐるようである。このように考察を進めてくるとプリソンがノーフォークのウスマンヤ工業の衰退の原因ではなくて結果であるとした品質低下が史料の主張する通りひとつの原因として今一度浮かび上つてくるのである。拙稿「一二・三世紀ノーフォークの土地保有と土地市場」(『密学論集』第二十七卷第三号); E. Coomeart, op. cit., p. 9; K. J. Allison, op. cit., p. 79.

(23) J. H. Clapham, The Transference of the Worsted Industry from Norfolk to the West Riding, *Economic Journal*, Vol. XX, 1910; M. F. Doyd-Pritchard, The Decline of Norwich, *Ec. H. R.*, 2nd Ser., Vol. III, 1951; J. K. Edwards, The Decline of the Norwich Textiles Industries, *Yorkshire Bulletin of Social and Economic Researches*, Vol. XVII, 1964, pp. 31—41.

(24) J. James, op. cit., pp. 217—8.

(25) A. Young, *Tour to the East of England*, 1771, Vol. II, pp. 74—82. 一般に一八世紀に入って当州ウスマンヤ工業の前途が決して平坦なものでなかつたことは否定できなから、これはまた、或る一時期の史料から長期的趨勢を結論できなからを示してゐる。

(26) 前記エドワーズのウスマンヤに対する批判を参照。J. K. Edwards, op. cit., p. 37.

(27) *Gentleman's Magazine*, March 1736, p. 169; J.

James, op. cit., p. 224.

(28) J. K. Edwards, op. cit., p. 37.

二

イギリスの毛織物工業が都市内部においてはギルド規制により発展を阻止されずぐれて農村工業として展開したことは、内外の研究史の触れるところであるが、この都市工業と農村工業の關係は単に経営形態上の対立關係として捉えられてはならない。端的に言つて特権都市における問屋制的家内工業の展開をギルド的再編成と見做すことは、経営主体の系譜論的見地からする評価なのであつて問屋制家内工業の維持にギルド規制が不可欠の前提条件であるという理論的根拠は存在しないであらう。だからこそ問屋制は都市内部においてはばかりでなく農村地域においてもまた農村の織元を通じて広く展開してゐた。従つて両地帯を都市問屋制経営、農村マニユファクチュア経営というように経営形態上の対照対立として捉えることは、たとえ理念型のレヴェルであれ疑問がある。これらの点を念頭においてウステッド工業の<sup>(1)</sup>展開を辿つてゆこう。

既に別稿において叙述したように、ノリッジ市のギルド対策は一三世紀中葉から一五世紀初頭に至る期間に変化している。つまり一二五六年の市特許状ではギルドをノリッジ市に有害なものとして禁止しているにもかかわらず、<sup>(2)</sup>「一四一五年市条令」(The Composition of 1415)ではギルドの規制内容について触れている。<sup>(3)</sup>都市成立期の市自治体と特権ギルドとの関係という研究史上の論争点にはここでは触れぬが、いずれにせよウステッド工業規制は一四世紀末まで販売流通面から始められたのであり、一三八八年における公設市場の設置は当市特権商人の利益を主張したものであった。つまりここでの対立は市自治体を掌握する特権的ギルド商人対非特権的農村商人であるといえよう。

従ってこれは直接的には農村工業の抑圧には結びつかず農村の製品が農村商人を媒介にしてもその公設市場で販売される限り、その発展は当市特権商人従ってまたノリッジ市当局の望むところであつたろう。<sup>(4)</sup>ところが第二段階に入り一度農村市場が繁栄し始めて農村の織物商人がその近傍に定着しノリッジ市を経ることなくロンドンなどの商人と取引を始めると、公設市場はその意味を

失ない、更に農村工業の発展自身が都市商人の利益にそぐわなくなつて来るであらう。この時点に至るとノリッジ市商人層は農村工業の発展自体が何ら彼らに益しないことを悟り、当市ウステッド工業の没落を防ぐために場合によっては都市手工業ギルドの主張を容れて農村工業の抑圧に向うであらう。

一四四一—二年、一四六七年と続くウステッド工業規制がこの第二段階を表示するものであると断定することは困難である。<sup>(5)</sup>ここで主張されていることは一貫して製品の規制であり、ノリッジ市とノーフォーク全州で規制を実施しようとするものであるが、このような規制はマネー経営であれ、問屋制であれ、技術的基礎が手工業に留まる限り、後述のように産業革命期を迎えるまで必要なものであり、それ自体何ら反資本主義的なものではなく、従ってギルド規制としての中軸を形成するものでもない。<sup>(6)</sup>一八世紀においてもこのような工業規制は存続するのである。ましてこれを農村工業の弾圧としては理解出来ない。ノリッジ市織布工の登録数が示すところによれば、ノリッジ市織布工はかの一三五〇—一年のベスト大流行後その数が著しく増大している。これは恐らくはこの時

点で当工業が初めて農村からノリッジに進出したと考え  
るよりむしろ市内部におけるギルド規制の強化と考える  
べきであろう。

当州ウステッド工業が一四世紀に典型的な小商品生産  
として存在したことは拙稿において既に触れたが、一五  
世紀にこれはどのように変化したか。それを語る史料は  
存在しないが、当産業の凋落傾向から一五世紀末までそ  
の経営形態が著しく変貌したとは考えられない。それよ  
りも次の一四八〇年代を迎え織布工の登録数が増加する  
とともに、輸出の記録もまた増大に転じ、この時期に当  
工業に関係する様々な立法処置が発せられるのである。  
それは例えば徒弟資格を土地収入年二〇シル以上の者の  
子息に限定したヘンリ四世の治世の法に対する一四九六  
—七年の除外規定の獲得、更に三名以上の徒弟雇用を禁  
止した一四九九年市条令などにみられる。一六世紀初頭  
に剪毛工一般のギルドからウステッド剪毛工ギルドが独  
立したのもウステッド工業の新しい展開を物語るものと  
いえよう。当州ウステッド工業に関する制定法で初めて  
「織元」(clothier) という記録が現われるのもこの時期  
である。

このような断片的史料を念頭に置いた上で、かの余り  
にも周知の一五一一年に施行された「ウステッド織布工  
組合のためのノリッジ市、ノーフォク、サフォクおよび  
ケンブリッジシャーに対する条令」を再度思い起してみよ  
う。限られた紙幅のなかで原文を再録することは出来な  
いにもかかわらず、法規は全文との係わり合いにおいて  
各項目の意味付けをすることを怠ってはならない。とり  
あえずここでの問題は、(i)賃機禁止、(ii)織機数制限(ノ  
リッジ市の場合大幅織機四台・小幅織機一台、農村の場  
合前者二台・後者一台)、(iii)徒弟制限(ノリッジ市四名、  
農村二名)の三項目を相互関連的に理解することである。  
收穫期における操業禁止という項目に表現された絶対  
王制期に特徴的な農業優先政策を確認した上で、本条令  
に見られる基本的対抗関係を考えてみれば、守られるべ  
きものは伝統的手工業者(=独立ウステッド織布工)の  
利益であり、彼らがギルドの枠を破ろうとする企業的手  
工業者(E・リップソンの表現を用いれば enterprising  
craftman)を抑圧しようとしたものであることは疑いを  
さしはさむ余地がない。後者は経営形態において問屋制  
か作業場経営であるかを問わない。双方の場合とも、そ

の発展は阻止されるべきものなのである。つまり上昇しつつある企業家—資本家的親方に対し障壁を築こうとしたものである。これが基本的意図であるとすれば、農村工業への対処は第二義的なものである。

ノリッジ市織布工と農村織布工にみられる織機・徒弟両者にみられる格差は恐らく実態の反映であつたらう。<sup>(15)</sup>ただだからと言って当法令に農村工業抑圧の意図が全くなかつたかといえよ否である。一五四三年の帽子製造規制は当工業を特権都市と市場町のみに限定しており、これは明白に当工業の農村への拡大を阻止したものである。<sup>(16)</sup>

- (1) 最近毛織物工業史の研究はかつてほど盛んではなかつたが、研究史の方向は筆者と共通の認識の上に立つものと考えられる。樋口徹稿「前期的資本の範疇転化について」(『東大経済研究』三)、坂巻清稿「近世ヨーロッパの農村都市と特権都市」(『史学雑誌』第七六編第九号)参照。
- (2) W. Hudson & J. C. Tingey, op. cit., Vol. II, xx—xxii.
- (3) Ibid., Vol. I, p. 93 ff.
- (4) ノリッジ市ではホントスホーテヤライデンと比較すると工業を当市内に限定するという典型的な中世都市政策は後述するように第二義的な意味しか有しない。これは恐ら

くウステッド工業生成の地盤が農村にあつたことと無関係ではないであらう。

- (5) *Statutes of the Realm*, Vol. III, p. 322 ff., 418 ff.
- (6) 短期的にみればこのような煩瑣な製品規制が毛織物経営にとり極端として受取られたのは事実であらうが、長期的に或る地域の毛織物工業の繁栄を維持するためにはこの規制は戦略的重要性を有してゐたと考える。
- (7) 拙稿「一四世紀インフラメント一揆の社会経済的背景」三五—六頁。
- (8) Carus-Wilson & Coleman, op. cit., p. 139, 199.
- (9) *Statutes of the Realm*, Vol. III, p. 636.
- (10) W. Hudson & J. C. Tingey, op. cit., Vol. II, p. 105.
- (11) *Statutes of the Realm*, Vol. III, p. 662.
- (12) 11 Hen. VII, c. 11 in *Statutes of the Realm*, Vol. II, p. 577. '..... the moost substantiall crafterz in the said Citie caedil Worstede Wevers and Clothiers, .....
- (13) W. Hudson & J. C. Tingey, op. cit., Vol. II, pp. 376—9.
- (14) E. Lipson, op. cit., p. 318.
- (15) この点に關しては第五章を参照。
- (16) 5 & 6 Edw. VI, c. 26 in *Statutes of the Realm*, Vol. IV, Pt. I, pp. 156—7.

## 三

「イングランドのウステッド製造史」のJ・ジェイムズはウステッド製造史の三大時代 (three grand epochs) としてエドワード三世、ヘンリ七世、イリザベス女王の時代をあげているが、最近のアリソンの研究はこのうちヘンリ七世の治世下の育成政策について全く不問に付している。確かにジェイムズ自身もヘンリ七世がフランドルの毛織物業者をイングランドに招聘したと述べるだけで史料を提示していないこともあり、余りにも有名なエドワード三世とイリザベス女王の治世の繁栄に挟れて、われわれはともすればこのヘンリ七世時代の推移について見落し勝ちである。だがこの時期は先に触れたように、単にウステッド工業のリバイバルの時期であるばかりか、史料から判断する限り、今迄当州では製造されることになかった新しい製品が市場にあらわれた時でもあった。そして恐らくこの両者は決して無関係ではないであろう。一例として一七世紀初頭に新種ウステッドに対する課税を廻っての裁判で二、三の種類の新織物が八〇年以上も前から製造されてきたと主張されている。<sup>(2)</sup>このような

主張は制定法の文面からも裏付けることが出来る。一五二三年の「グレイト・ヤーマス市のウステッド、サイおよびスタミンの織布に関する法令」という見出しでサイ (Saves) とスタミン (Stamins) の品種が並記され、これ以来別の制定法においてもしばしばこのような形式でウステッドと併記されている。

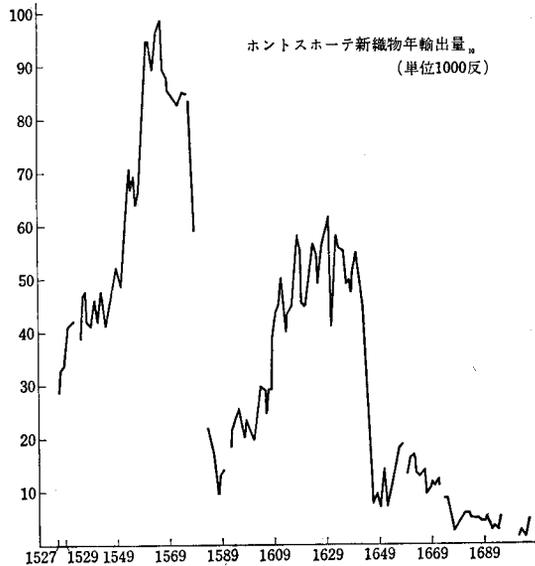
フランドル地方に後にイギリスに移殖される薄手織物が根を下すのは既述の如く一五世紀初頭であるから、それ以来このフランドル産織物の競争力が認識されると共に、恐らく様々なレヴェルでイギリスへの移殖が企てられていたと見做すべきであろう。<sup>(4)</sup>無論名称が同一であっても両者が品質において同一であったとは必ずしも考えられないが、他方全く名前だけを真似たと考えることも出来ない。一五四三年の帽子製造工ギルドと五四年のラッセル (Russell) 織布工ギルドの認可法令の場合にはこの点は更に明瞭である。<sup>(5)</sup>山高帽はヘンリ八世の頃から流行し始めた。フェルト製でフランス或いはフランドルから最初輸入されており、それがノリッジ市に根を下したものである。ラッセルも法令の語る処によれば対岸でノーフォク産原毛により製造されていた薄手織物製品の一つ

であったが、当法令はラッセル以外に若干の新製品に触れており、明らかに新織物一般の規制を狙ったものであった。<sup>(6)</sup>

一五五二年の市条令は収穫期におけるウステッド工業の操業禁止令をウステッド糸を使用するあらゆる種類の職人に拡大したが、その理由として、ウステッド織布工が紡糸の供給をその期間にラッセル、シャンブレット、バステイアン、サタン等の織布工に奪われ、旧ウステッド工業の衰退を招いていると記録している。<sup>(7)</sup>

このような新ウステッド産業が既に一六世紀前半に一部は当州で製造されていたにもかかわらず、イリザベス治世の一五六五年に通常新種ウステッド移殖の画期と見做されているあの三〇〇名ものフラマン人・ワルン人の大量入植を必要としたのは、それ以前の前記諸工業が往時の当市の繁栄を取戻すには力不足であったことを示すものであるが、同時にそれにより間もなくノリッジ市が繁栄を再び手にしたことは、これを受け入れ発展させてゆく下地が十分に存在したことを示すものである。この点で入植以後新種ウステッドの急速な普及をそれ以前のウステッド産業衰退の証拠と見做すことに俄に同意する

ホントスホーテ新織物年輸出量。  
(単位1000反)



わけにはゆかない。<sup>(9)</sup>

一五六五年のフラマン・ワルン薄手織物業者の移住については既に周知である。<sup>(11)</sup> フランドルの織物業者たちをして祖国を後にさせたものが、フィリップ二世による新教弾圧、それに対するフランドル民衆の反抗であったことはしばしば指摘される。しかしフランドルを覆ったこの騒乱にもかかわらず、更に近隣に多くの薄手織物業に

第1表 ノリッジ市移住  
毛織物工業関係者の職業  
構成 (1622年)

職 種	数
織布業者	78
織布ジャーニーマン	25
梳毛業者	28
梳毛ジャーニーマン	38
メリヤス業者	27
紡績	20
商人	8
染色業者	6
染色ジャーニーマン	1
仕立業者	6
食料品商人	3
サイ製造業者	2
縮絨業者	2
仲買その他	2
その他	4

従事する諸都市がこの時代に輩出しつつあったにもかかわらず、ホントスホーテの輸出は一五七八年まで上昇を続けたのであり、八二年に至り初めてヌーヴ・エグリーズ、ベリユール、ポブランダ、ハズブルックなどの織物都市とともに、当市もフィリップの軍隊によって徹底的に破壊されたのであった。<sup>(12)</sup> フィリップ国王の宗教政策に反対する者たちは新生オランダに、ドイツに、更にイングラントに向って母国を去った。イングラントに向った者はサウザンプトン、マイデストーン、ロンドン、ノリッジ、就中、サセックスのコルチェスタ或いはサンドウィチに居を構えたが、多数の者がコルチェスタから更にノリッジ市へ或いは再度ヨーロッパ大陸のライデンに移住した。

それ以前にもノリッジには約二〇名足らずのフランドル人が既に定住していた記録があるが、しかしノリッジ市における移住民数が急速に増加したのはそれ以後であった。<sup>(13)</sup> 一五七五年には「ノリッジ市は移住民でいっぱいである」と記録されているが、八二年の調査によればその数はノリッジで四、六七九名を数えた。<sup>(15)</sup> そしてその職業についてはノリッジ市に関しては圧倒的に織物関係業者であり、とりわけ第1表の示すように梳毛業者であった。<sup>(16)</sup> 後述のように旧ウステッド産業においては梳毛工程は独立した工程として存在しておらず紡績工程に包摂されていたのであり、この点が旧新ウステッド産業の対照点である。

一般的に「新毛織物」とはウルンと旧ウステッドの中間品種と見做して大過ない。それはウルンより軽く、ヤード当りの原毛消費量が少ないという点で旧ウステッドと類似していた。だが製品の一部は梳毛糸 (wool-sted yarn) と紡毛糸 (woollen yarn) との混紡でありまたベイの場合はウステッドと異なり縮絨工程を必要としていた。また羊毛に加うるに木綿、リネン或いは絹などが原料として利用されたのである。<sup>(17)</sup>

ところでこのように新薄手織物の内容について瞥見したのは多種に亘る製品と産業立地との間に密接な関係があり、それが移住先の産業規制のあり方に重大な影響を与えたと考えられるからである。かくしてホントスホーテはサイの特産地であり、リルはキャムレット製造に専業化して<sup>(18)</sup>いた。ノリッジやライデンへの移住者はこれら諸都市の織物業者を中心として成りたっていたが、移住先に定住した時、彼らはまず旧来の特定の都市市民として団結し行動を共にした。その結果彼らの間で横断的な職業別ギルドは形成されず縦断的な製品別産業組織が出来上ったと推定される。この点は枢要であり、更に夫々の都市について後に比較してみたい。

- (1) J. James, *History of the Worsted Manufacture in England*, p. 104.
- (2) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, p.p. 629—30.
- (3) *Statutes of the Realm*, Vol. III, p. 209.
- (4) キーンズが対岸からノングラムへの移住が始まったのはヘンリー八世の治世以降であると記述しており、現行一五四二年の製帽工ギルドには六名のノングラム人が雇用されていた。W. J. C. Moens (ed.), *The Walleons and their Church of Norwich: its Registers and History*, 1887, p.

3; W. Hudson & J. C. Tingey, op. cit., Vol. II, lxxix—lxxv.

- (5) *Statutes of the Realm*, Vol. IV, Pt. I, pp. 156—7, p. 260.

(6) 1 & 2 Phil. & Mar. c. 14, 'An Act for the Making of Russelles Sattins Sattens Reverses and Fustian of Naples in the Cite of Norwiche'.

- (7) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, pp. 383—4. この点から、この時代のウメナム工業の動向を旧ウメナム工業の動向から直線的に結論出来ないことが判らう。

(8) 産業革命期にイギリスに生まれた機械は密輸その他によりヨーロッパ・アメリカに普及したが、それに伴って経営者の移住が大量現象として起ったという記録を知らない。技術的基礎が道具にある場合には技能の大量輸入を必要としたのである。

- (9) K. J. Allison, op. cit., Part II, *Yorshire Bulletin*, Vol. VIII, p. 61.
- (10) E. Cooneart, the map facing p. 496.
- (11) この移住に関する註(4)のキーンズの研究が最も詳しい。
- (12) E. Cooneart, op. cit., pp. 42—3; W. J. C. Moens, op. cit., pp. 4—5.
- (13) W. J. C. Moens, op. cit., p. 17.
- (14) *Ibid.*, p. 37.

(15) この八〇年代が移民数が最高になった時期でそれ以降は漸次同化していったといわれる。

(16) W. J. C. Moens, op. cit., iv. 次表は移住直後の統計であるが、この場合には梳毛業者の割合はひととき高い。  
Ibid., Part II, pp. 207—16.

フラマン人 (1568 年)		職	種	数
梳毛業者	154	梳毛業者	織布業者	53
織布業者	23	織布業者	織布業者	15
織布業者	10	織布業者	織布業者	4
織布業者	1	織布業者	織布業者	1
織布業者	1	織布業者	織布業者	

ワルン人 (1568 年)		職	種	数
梳毛業者	18	梳毛業者	織布業者	9
織布業者	8	織布業者	織布業者	5
織布業者	4	織布業者	織布業者	3
織布業者	2	織布業者	織布業者	2
織布業者	2	織布業者	織布業者	2
織布業者	5	織布業者	織布業者	

(17) 新織物の内容に関しては K. J. Allison, Ph. D. Thesis, pp. 495—538. に詳しい記述がある。K. J. Allison, Ph. D. Thesis, pp. 495—538.

(18) N. W. Porthunus, op. cit., Deel II, p. 441, 110, etc.

この点は佐藤弘幸氏に御教示を得た。またサイと称しても都市によって品質が異なったことについてはコールネールも触れている。Ch. E. Coorneart, op. cit., Annexes IV.

#### 四

フランドル地域から新織物業者が移住した中心地がノリッジとライデンであったことは贅言するまでもない。しかし生地フランドルにおいてもそれは消滅してしまつたわけでは決してなく、一七世紀前半には再び以前の繁栄を取戻したかに思えた。ホントスホーテ、ノリッジ、ライデン、これらの互に国境を異にする三大薄手織物中心地の当工業を政策と実態の両面から跡付け、ノーフォーク新ウステッド工業を位置づけるのが本章の課題である。

#### ホントスホーテの薄手織物

われわれはまずホントスホーテから政策・実態の順序で検討を始めよう。その生地たるホントスホーテと導入地ノリッジおよびライデンの対照は当工業の連続性について見られる。即ち、前者の場合伝統的織物と新織物と

は実態面においてはばかりか政策Ⅱ規制面においてもその連続性Ⅱ漸次の移行が強調されなければならない。地域的にみて旧来の薄手織物の生産地ホントスホーテがその中心地に成長したというばかりか、恐らく経営主体においても連続性を予測せしめる。

当市産業の「技術規制の草案」であるばかりか、同時に当市の「行政的組織と地域的境界の基礎」となった一三七四年の特許状には当市の過ぎ去りし毛織物工業の繁栄に触れているが、その年にもなお約一、三〇〇反の生産を記録しており、これは伝統的織物の生産を示したものであった。新薄手織物への移行は数字的に明らかにし得ないが、恐らく一三八〇年代に伝統的サイ工業の全き衰亡を経た後にそれが一五世紀に復活の時期を迎えた時には、多分その起動力となったものこそ新織物ではなかったか。ただこの前後を通じてサイ製品・製造技術がどの程度変化したかについては全く知り得ない。当特許状は生産者の組織化、監視員の選出、検印制度の実施、条令施行などの諸権利を市当局に与えたものであったが、当時においては中世都市に特権的なあの煩瑣な諸規制は未だ明確な輪郭を現わしていない。従って毛織物工業規

制は一五世紀末から漸次その姿態を提示し一六世紀に入つて急速に増大する<sup>(3)</sup>。もっとも明文化された「条令」(statuts et ordonnances)と並んで「慣行」(bonnes coutumes et usages locaux)が存在したこともまた確かであり、一五・六世紀はそれが法文化される過程であったということも出来よう。一四世紀末の特許状はまず何よりも市の特権領域内にサイ工業を限定するための生産・流通規制を中心としたもので、地域外における工業経営の自由、従って当地域外における資本制的工業経営を抑止したという点で封建的性格を示すものであったが、同時に特権地域内部における資本主義的経営を制止する規制は明示されていない<sup>(4)</sup>。それは「親方と職工の間の関係について何も言っていないし、賃金額とか労働時間についても触れていない<sup>(5)</sup>。しかしだからといってわれわれは封建的生産様式の中核たる生産手段と労働力の集中阻止の諸力が存在しなかったと解したら誤まりと見做されよう。少なくともコールネル教授はフランドルやオランダ諸都市に観察される諸規制が当地においても存在していたと見做している。つまり前述の「慣行」として存在したのである。「当局は或る時は道具を、或る時に

は生産を、更に親方一人当りの徒弟数を制限した。……これらの制限こそまず第一に資本主義の形成を除去したように思われる。<sup>(6)</sup>一五世紀からドゥラピアがサイをつく  
るのに二名以上の職人を持つことを禁じている。<sup>(7)</sup>このよ  
うな規制は一六世紀の中葉に至り漸次弛緩を始めるので  
あるが<sup>(8)</sup>重要なことは教授によれば対スペイン戦争はこの  
ような封建的諸規制に対する反封建闘争として理解され  
ていることである。彼は言う。「資本主義革命は一六世  
紀に座礁した。緩慢な進化が資本主義を漸次実現したの  
だ。<sup>(9)</sup>つまり政治闘争の座礁は規制の維持・復活を意味  
しなかった。一五八二年の大火とともに封建的諸規制も  
またこの町から消え去ったのであったが、それは闘争の  
過程におけるクライマックスに過ぎなかった。一七世紀  
当市に再度織物工業が息を吹き返した時、そのような封  
建的規制は既に過去のものであった。一六五七年ドゥラ  
ピアの組合は夫々の製造者が持ち得る親方の数を固定す  
ることを市長に要求したが成功しなかった。<sup>(10)</sup>

ホントスホーテ薄手織物の経営形態については一六世  
紀中葉から一七世紀にかけてを中心に考察を進める。当

地織物経営に入るにはその中心的主体を構成していたド  
ゥラピア (drapier) について触れなければならない。  
彼は元来フランドルにおいては「織物をつくらせる」者  
として通っており一五・六世紀にこのような企業者がフ  
ランドルに定着した。彼をイングランドのドゥレイバ  
(draper) と比較すると後者はより商人的であり、ライ  
デンのドゥラベリ (drapier) はホントスホーテのそれ  
と本質的に異なるところはない。従ってフランドルのド  
ゥラピアはイングランドの「織元」(clothier) に相当  
するものと考えられる。<sup>(11)</sup>

「商人と大ドゥラピアは……特定の者が製造諸工程を  
同時に支配し始めるまでに製造と販売を掌中にしようと  
努めた。」「ドゥラピアと商人の或る者、とりわけ沢山の  
取引に従事している人々は彼らの屋敷の中で彼或いは他  
人のサイを染色するために染色業を営業し始めた。<sup>(12)</sup>」ド  
ゥラピアはこのような異種工程の資本的統合者であっ  
た。

織布工程を中心にした一連の経営形態の中で第一に家  
族労働中心の小営業があった。<sup>(13)</sup>第二にドゥラピアの経営  
する「家内作業場」(atelier domestique) があり、それ

は多くの住込みの職人を擁する場合と通いの職人から成る場合があり、後者の方が数において勝っていた。次に彼が問屋制経営 (une fabrique dispense) を行なうことがあり、この時には、職人が道具を所有する場合と彼からそれを与えられる場合とがあった。家内作業場の頂点には多くの作業工程を包摂し集中した「小作業場」(une fabrique manufacture) が聳え立っていた。

これらのうち支配的なものは小営業と問屋制経営であり、しかも後者が漸次優勢になった。また家内作業場と問屋制との結合もしばしばみられる現象であったが、一七世紀の趨勢として問屋制への傾斜が明瞭でドゥラピアの家屋敷は「製造の中心というよりむしろ仕事の分配の中心」(plus un centre de distribution de travail qu'un centre de fabrication)<sup>(14)</sup> つまり製品と原料用倉庫となつたのである。

以上のようなコルネルの記述より、当市薄手織物の経営にはマニユファクチュア経営の存在が否定出来ないこと、しかし、その拡大には限界があり、総体としては問屋制が支配していたことを推定することが出来た。

これを経営規模という観点から考察すれば如何である

うか。マニユ経営で最高規模は三〇名ほどの織布工を中心に編成されており、これに一二〇名の紡績工、七ないし八名の整備工 (ourdisseur)、各一五名の梳毛工 (peigneur) と剪毛工 (épeuleur) 三名の仕上工 (finisseur) が対応した<sup>(15)</sup>。織機台数をみるに一七世紀前半には多くのドゥラピアは「二〇、二五、一二〇台の織機」で営業した<sup>(16)</sup>。勿論マニユ経営といってもこの大部分は外業部を形成しており、中心作業場で働く者はこの一部に過ぎない。更に平均的経営規模は一六・七世紀において三ないし四名の織布工を支配したにすぎず小商品生産を大きく出るものではなかった<sup>(17)</sup>。

(1) E. Coorneart, *La Draperie-Sayette et Hondschoote*, 1930, p. 73.

(2) ホントスホーテにおいて一五世紀以降サイ織物が以前に比べてどのような変化を遂げたかということは、重要な点だが詳細については不明である。Cf. *Ibid.*, p. 211.

(3) 一四六二年ヌーヴ・エグリーズでは四七ヶ条、一五一〇年アルマンティエールでは一一〇条、一五三四年ホントスホーテでは七五ヶ条から成っていた。それがアルマンティエールでは一五三五年には二二五ヶ条にまで増加、ホントスホーテでは一五七一年には二二五ヶ条になっていた。

Ibid., p. 152. この間生産・輸出が顕著に増加している点を忘れてはならない。

- (4) Ibid., pp. 139—146, p. 155 ff.
- (5) Ibid., p. 157.
- (6) Ibid., pp. 285—7. 付言すれば原著者はライデンをあげているが、その典拠となった史料は一五世紀のものであり、ウルン工業規制であろう。
- (7) Ibid., p. 287.
- (8) この際資本主義的経営の主体となったものは大ドゥラピアと仕上業者であった。
- (9) Ibid., p. 306.
- (10) Ibid., p. 293. 一五八二年に起った当市の内戦による破壊がその共同体的規制をも破壊し尽したことは明らかである。pp. 294—5.
- (11) コールネールはライデンのドゥラベリはフランドルの

それよりも商人的であり作業場を持たないと主張しているが後述するようにこの記述は正確でない。Ibid., p. 273.

- (12) Ibid., p. 289.
  - (13) Ibid., p. 271 ff.
  - (14) Ibid., p. 272.
  - (15) Ibid., p. 275.
  - (16) Ibid., p. 274. ただしそれがすべてドゥラピアの所有するものであったか否かは明らかでない。
  - (17) コールネールはホントスホーテのサイ工業の親方により使用された職人数はオランダの諸都市(ライデンも含む)とかヨークシヤの毛織物工業の場合より多かったと指摘している。ただしライデンの史料は一六世紀前半であるからウルン工業を対象としたものであろう。Ibid., p. 276.
- (一橋大学助教授)